報 告 事 項

令 和 4 年 9 月 定 例 会

## 令和4年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
38	損害賠償の額を定める専決処分について	5
39	損害賠償の額を定める専決処分について	9
40	損害賠償の額を定める専決処分について	13

令和4年報告第38号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項(昭和32年3月26日議決)により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年9月22日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 損害賠償額 98,967円
- 2 事故の概要

令和4年7月10日午後4時頃、岡崎市上地1丁目38番2地先の市道上地3号線において、北進中の相手方自動車が店舗に入るために左折し、側溝の蓋に乗り上げた際、蓋が跳ね上がり、当該自動車の左後部バンパーを損傷する損害を与えた。

令和4年報告第39号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項(昭和32年3月26日議決) により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるこ とについて、次のとおり専決処分する。

令和4年9月22日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 損害賠償額 42,062円
- 2 事故の概要

令和4年7月11日午前8時30分頃、岡崎市細川町字落合80番1地先の市道 岩津細川線において、西進中の相手方自動車左前輪が道路の陥没に落ち、当該 自動車の左前輪タイヤ及び左前部バンパーを損傷する損害を与えた。 令和4年報告第40号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項(昭和32年3月26日議決)により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年9月22日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 損害賠償額 102,553円
- 2 事故の概要

令和4年7月19日午後2時頃、岡崎市本宿町字梨子木9番96地先の市道グリーンランド3号線において、南進中の相手方自動車がマンホール蓋に乗り上げた際、蓋が跳ね上がり、当該自動車の右前部ドアステップを損傷する損害を与えた。